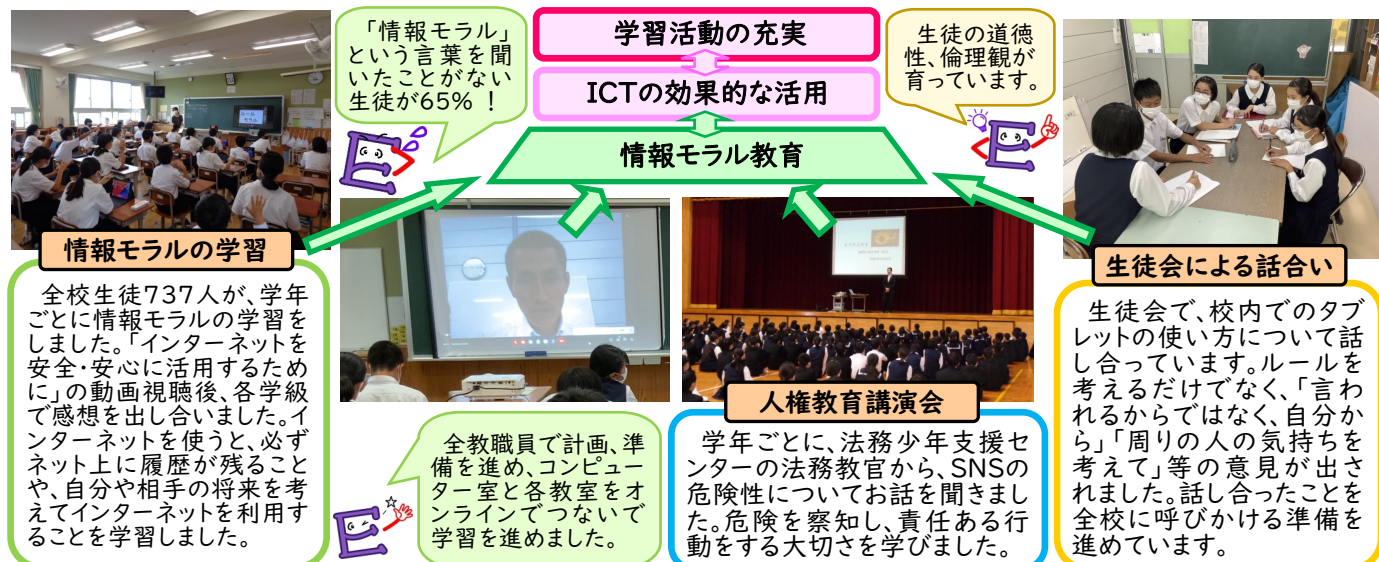


鳥取県教育委員会事務局
 東部教育局
 〒680-0061鳥取市立川町六丁目176番地
 東教発 R 3. 1 1. 1 No.170
<https://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyoiku/>

Tobu通信

全校で取り組む情報モラル教育 鳥取市立南中学校

学校に1人1台端末が導入され、ICTの効果的な活用の取組がなされています。ICTを活用した学習活動の充実を図るとともに、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養うことが大切です。南中学校では、人権教育と関連を図りながら、全校で情報モラルの学習に取り組み、生徒会の活動にも広がっています。



南中学校は情報モラル教育を学校全体で進めるとともに、南中学校区で情報交換をしながら情報活用能力の育成を目指しています。学習指導要領では、情報モラルを含む情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられています。情報社会での行動に責任をもち、情報を正しく判断して安全に利用する児童生徒の育成に向けて情報モラル教育を推進し、ICTを効果的に活用した学習活動の充実を図りましょう。

時代に乗遅れない

局長 長谷川 隆

9月24日、鳥取市立中ノ郷小学校を会場に、秋田県大館市教育研究所の米澤貴子所長を講師として学力総合対策推進事業「小学校算数科における授業力研修」を開催しました。オンラインではありませんでしたが、米澤先生には子どもたちへの算数の授業開き、また中ノ郷小学校の先生方を児童に見立てた模擬授業を公開していただきました。当日は私も現場で参観し多くの学びをいただきましたが、子どもたちに授業されていた中で、発表を少し躊躇している子どもたちに向けた米澤先生の次の言葉が特に印象に残っています。

「そんなことでは時代に乗遅れちゃうよ。」確かに「時代」や「流行」に敏感な子どもたちにとっては、気持ちをくすぐられる言葉です。ただそれ以上に、先生自身がこれからの時代をはっきりと意識され、そして子どもたちにも意識させようとしている言葉のように感じました。その上で「これからの時代にうまく乗っていくためのチャンスが、実はあなたの目の前にあります。そのチャンスを掴むために、その一歩を踏み出す勇気が必要なのです。」と語りかけているのです。

そしてこの言葉は、まさに私たちに語りかけられているようにも聞こえました。例えば10年前と現在を比べ、授業の中で、いわゆる身に付ける知識は同じかもしれませんが、活用力などこれからの時代を生き抜くために必要な力を身に付けるための学びは当然同じではありません。そういった学びに取り組むために、私たちこそがこれからの時代をはっきりと意識し、自らを変えていくことに勇気をもって踏み出さなくてはなりません。

全国学力・学習状況調査がこれからの時代に求められる力を測るものであったとするならば、本年度の状況から、本県の子どもたちそして先生方が、時代に乗遅れるようなことになってはならないと、危機感をもって共に取り組んでいきたいと思えます。



教育相談体制の充実に向けて (スクールソーシャルワーカーとの連携)

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から、文部科学省は、「個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の充実の推進」を今後の対策のひとつとして掲げています。今回はスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）と連携した教育相談体制の在り方についてお伝えします。

SSWは「福祉の専門家」です

SSWは、子どもや家庭が抱える諸課題に対して、子どもが置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークづくりなど、様々な支援方法を用いて課題解決に向けて対応し、子どもが健全な学校生活を送ることができるようにしていく、「福祉の専門家」です。



現在、東部地区では、鳥取市に8名、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町に1名ずつ、SSWが配置されています！



SSWの具体的な職務とは…？



アセスメント等

- ケースのアセスメントとプランニングに向けてのコンサルテーション（指導・助言）
- 有用な支援方法やソーシャルワークに関する研修



環境への働きかけ

- 様々な課題を抱える子どもの家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ
- 子どもとの面接や家庭訪問等の相談支援活動、情報収集・提供等

構築、連携・調整

- 子どもや家庭に関する情報をもとに、関係機関と連携した学校支援体制の構築
- 関係機関への訪問、情報交換や打ち合わせ等



SSWによる支援の例（学習障がい等の可能性のある児童を専門機関につなぐ）

【児童】 イライラから自分の学級だけでなく、他の学級や学年の児童への暴言・暴力が収まらない。

【対応】 SSWが相談を受け、アセスメントシートを基にケース会議を実施。児童の背景に学習障がい等、発達障がいの可能性がうかがえた。その後、児童と保護者をLD等専門員やスクールカウンセラー（以下、SC）につなげ、支援会議を実施。本児にとって必要な支援の在り方について協議し、関係する教員で共有するとともに、保護者への検査結果の伝え方や医療機関へのつなぎ方等についても、役割分担を行った。

【その後】 児童の特性に対する理解が深まり、関係者の対応が一貫したことで、学校生活の様子に変化が見られるようになってきた。



保護者と学校の関係が良好になったことも、児童の心の安定につながったようです。



SSWの職務遂行に関するポイント

①活動環境の整備

職員室にSSWの席を設けたり、名札や下足箱を準備したりする等、学校の一員として職務に臨みやすい環境を整えましょう。



②校内体制づくり

事後対応だけでなく、予防的対応も行えるよう校内会議への出席を要請し、チームで支援できる体制をつくりましょう。

③情報共有・

SC等との連携

教員・SSW・SC等の情報共有・連携により視点が増え、効果的な支援ができます。



④家庭等への周知

お便りやHPを活用し、SSWの紹介、役割や職務内容等の周知に努めましょう。

子どもたちを取り巻く環境はより多様化・複雑化し、不登校や問題行動等も増加傾向にあります。心理の専門家であるSC、福祉の専門家であるSSWとともに様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングを行った上で、教職員が「チーム」として、課題を抱える子どもたちの支援を行うことが重要です。SC、SSW等との連携を一層深め、教育相談体制の充実を図っていきましょう。

社会教育
コーナー

鳥取市立国府東小学校

「地域の特色、人材を生かした取組」



国府東小学校では、約40名の方々が地域ボランティアとして「東っ子応援団」に登録されており、総合的な学習の時間を中心に地域の大人や各地区公民館と連携し、特色ある活動を行っています。

児童とのつながりを生かした東っ子応援団の活動

東っ子安全見守り隊 (安全指導)

安全意識の高揚

地域の方が毎日の登下校に付き添ってくださいます。

お菓子と飲み物をどうぞ。

いつもありがとうございます。

本年度の体制

ボランティア・カフェ
ボランティア同士の連絡の場

連絡網の作成

学習計画の確認

活動の振り返り

読み聞かせ (季節や学習を意識)

心がぼかぼか

今、学習しているところに関係がある本だなあ。

学習支援 (教科・総合に協力)

きめ細かな支援

地域の先生が分かりやすく教えてくださるので楽しく学べます。

ふるさと学び (伝統芸能の指導)

受け継ぐ伝統芸能

万葉集を朗唱しています。衣装も素敵です。

因幡の傘踊りは国府東校区の高岡が発祥の地です。

環境整備 (野菜や花の栽培)

収穫の喜び

育てたトマトで、おいしいケチャップを作ったよ。

感謝の気持ち

畝作りありがとうございます。

子どもたちは、地域の大人に学習や生活場面で日頃の感謝の気持ちをしっかりと伝えており、地域の大人とのつながりを深め、ふるさとに誇りをもち、地域を愛する心を育てています。

学事コーナー

給与・旅費事務の適正執行のために



教職員一人一人が給与・旅費の事務処理をすみやかに、そして確実にすることが、適正な執行、支給につながります。以下に、事務処理についての行動チェック表を記載しています。日頃の行動をチェック後、留意事項を参考にし、今後の事務処理に生かしていただきたいと思います。

行動チェック項目		評価	留意事項
1	休暇を取る時は、事前に学校長に申し出て給与・勤怠管理システム等により承認を得ています。	<input type="checkbox"/>	やむを得ない場合は、口頭により承認を受け、事後すみやかに所定の手続きを行います。
2	出張伺は、事前に提出しています。	<input type="checkbox"/>	自家用車を利用する際は、併せて公務使用許可も受けます。
3	出張後、復命をすみやかにしています。	<input type="checkbox"/>	旅費支給額に関わるため、学校と自宅どちらの発着か、主催者等から支給があれば報告します。
4	給与等の入金確認は、毎月行っています。	<input type="checkbox"/>	給与明細書等により正しく支給されているか各自が確認します。
5	給与・勤怠管理システムの「パスワード」を覚えています。	<input type="checkbox"/>	人事異動やパソコン更新の時にログインできなくなります。手帳等に記入しておきましょう。
6	身上に変更があった場合(扶養関係や転居等)は、すみやかに申し出ています。	<input type="checkbox"/>	本人の申請が遅れると、本来の支給が遅れたり、返納金額が高額になったりします。

身上に変更があった場合は、すみやかに申し出る必要があります。転居の事実を学校(管理職)へ申し出ていなかったため、過年度分の旅費の追給・返納につながった事例がありました。



給与等が適正に支給されることで、家庭や社会で安心した生活を営むことができます。学校事務職員と連携しながら、適切な事務処理に努めていきましょう。